

## 基本目標V あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

### 【DV防止基本計画】

女性に対する暴力には、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春、ストーカー行為、トラフィッキング（人身売買）などがあり、これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

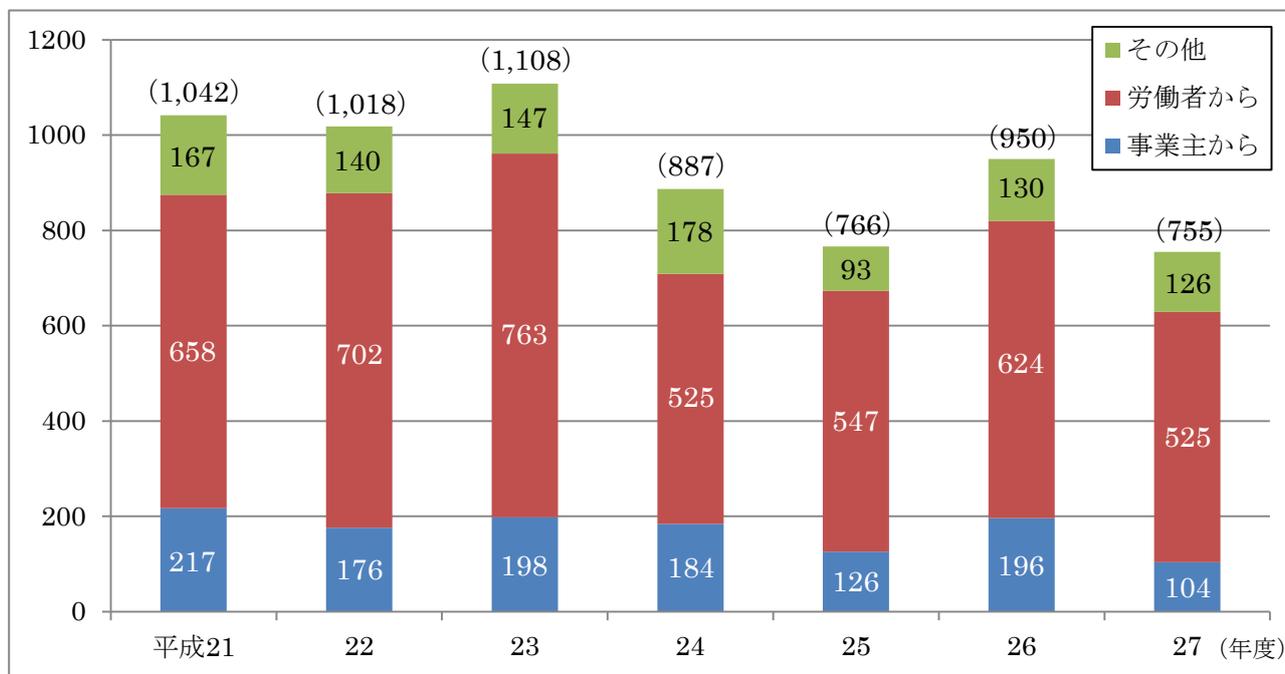
女性に対する暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識などの社会構造的な問題があることから、社会全体の問題として解決していくことが重要です。

特に、近年では、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、新たな視点からの迅速かつ効果的な対応が求められています。

また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援にあたっては、さまざまな困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、きめ細かく対応することが不可欠です。

女性に対する暴力を根絶するため、暴力は許さないという社会的認識の徹底や、根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進していく必要があります。

図V-1 セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移（大阪府）



※「その他」には、労働者の家族や社会保険労務士等からの相談を含む。

※グラフの（ ）の値は相談の総件数。

資料：大阪労働局雇用均等室資料より作成

## ●ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence = DV)

夫や恋人など、ごく親しい男女間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、避妊に協力しないなど、女性の身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DV の被害女性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性の再教育プログラムの構築と実施に向けた取り組みが求められている。2001（平成 13）年 4 月に「DV 防止法」が成立し、DV は犯罪として認められることになった。

## ●デートDV

交際相手との間で起こる暴力のこと。身体的暴力の他に言葉による暴力、脅迫や無視、束縛や行動の制限、性的な行為の強要、お金を払わせる・貸すことを強要する行為などがある。

## ●ストーカー行為

2016（平成 28）年に改正されたストーカー規制法において、規制対象行為が拡大された。具体的には、SNS やブログ等にメッセージやコメントを送り続ける行為、住居付近等をみだりにうろつく行為、性的羞恥心を害する電磁的記録や記録媒体を送りつける行為が追加された。また、ストーカー行為罪が非親告罪化され、被害者の告訴がなくても、公訴を提起することができるようになった。

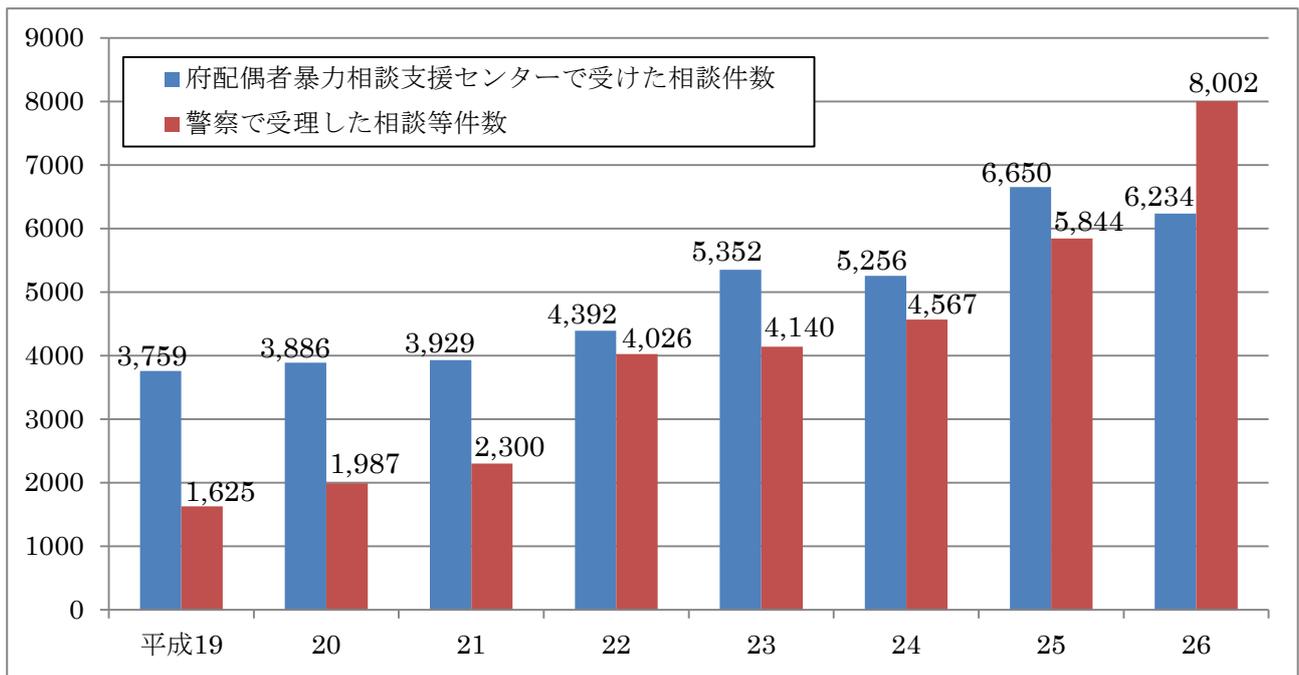
表V-1 大阪府警察相談窓口寄せられた「女性に対する暴力」に関する相談等件数の推移（大阪府）

	平成 19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
配偶者等からの女性に対する暴力に関する相談件数	1,625	1,987	2,300	4,026	4,140	4,567	5,844	8,002
ストーカー警告件数	55	111	92	109	78	129	188	202
ストーカー禁止命令	0	3	2	2	0	0	3	3
ストーカー相談件数	993	1,217	1,238	1,488	1,260	1,423	1,720	1,451
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	130	88	106	124	138	139	152	150
児童買春・児童ポルノ法違反被害児童の数	113	63	55	70	139	82	123	107
売春防止法検挙件数	111	76	45	48	82	33	30	22

※大阪府警察本部調べ。

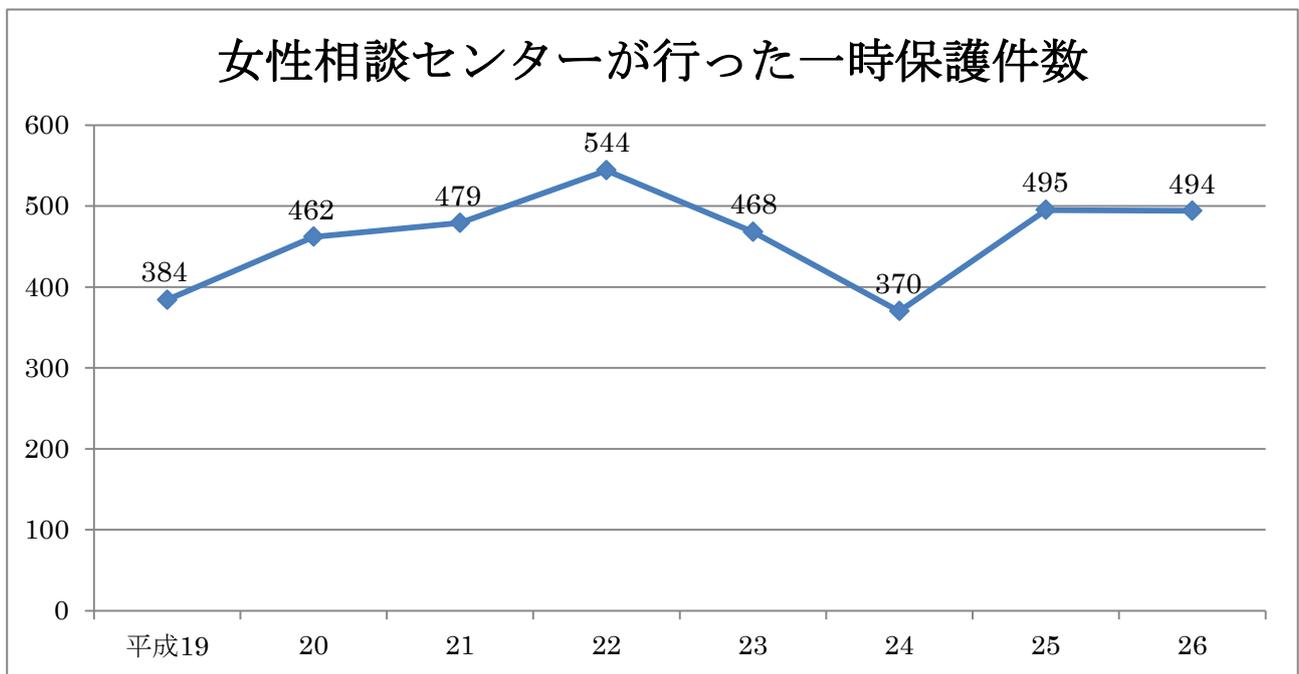
資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成28年

図V-2 ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談等件数（大阪府）



資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成28年

図V-2-1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談等件数（大阪府）



資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成28年

### ■計画推進の指標

指標名	現状値	目標値 (H33)
ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する連絡会議の開催回数	1回	1回以上/年
若者へのデートDV防止啓発事業の実施	2回	1回以上/年

## 主要施策 14 あらゆる暴力の根絶

---

性犯罪に関する相談件数をみると、大阪府におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、平成 23 年までは 1,000 件を超えていましたが、平成 24 年以降は 1,000 件未満となり、おおむね減少傾向にあります。また、大阪府警察相談窓口に寄せられたストーカー相談件数は、2008（平成 20）年に 1,000 件を超えてから、おおむね増加傾向にあり、同時にストーカー警告件数も増加しています。

性犯罪を含む暴力を根絶するために、家庭、地域、事業所、学校などあらゆる場面において、どのようなものが暴力なのかを周知徹底し、それらの暴力は犯罪をも含む人権侵害であり、絶対許されないものである気運を醸成します。

また、子ども、高齢者、障害者、外国人等の被害者の支援にあたっては、さまざまな困難を伴うものであり、地域や関係機関などと連携しながら、暴力の形態や被害者の属性等に応じたきめ細かい対応に努めます。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	女性の人権を守る法律・制度の周知徹底	配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供をします	人権推進課
		性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化	性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します	人権推進課 生活福祉課
		セクシュアル・ハラスメント防止の促進	企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります	人権推進課 産業観光課 人事課 全部局
②	暴力被害者へのワンストップ支援	性暴力の被害者支援	「性暴力救援センター・大阪 (SACHICO)」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます	人権推進課
		相談窓口、医療機関などとの連携の強化	各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます	人権推進課 生活福祉課 長寿社会推進課 障害福祉課 保健推進課
		さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上	民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します	人権推進課 政策推進課 生活福祉課 長寿社会推進課 障害福祉課
③	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	「泉南市 子どもの権利に関する条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します	指導課 生涯学習課 保育子育て支援課 生活福祉課 保健推進課 人権推進課 人権教育課

## 主要施策 15 DV 防止計画の推進

大阪府が実施した「男女共同参画に関する府民意識調査（2009（平成 21）年）」では、配偶者からの暴力が「何度もあった」とする割合は、「人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた」（女性 8.7%、男性 3.9%）、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」（女性 7.4%、男性 1.2%）、「いやがっているのに性的な行為を強要された」（女性 8.4%、男性 1.2%）となっています。また、2014（平成 26）年の同調査では、交際相手からの暴力（デート DV）が「1 回以上あった」とする割合は、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」（女性 5.5%、男性 3.5%）、「無視する、なぐるふりなどで脅す、暴言を吐くなどの行為を受けた」（女性 5.9%、男性 3.9%）、「性的行為の強要、無理にポルノ画像などを見せるなどの行為を受けた」（女性 2.9%、男性 1.9%）となっています。さらに、配偶者・パートナーの間で暴力だと思ふ事柄について、「どんな場合にでも暴力にあたると思ふ」行為の割合は、「なぐる、ける」（女性 94.3%、男性 93.0%）、「本人の許可なく性的な写真や動画などを一般に公開する」（女性 88.6%、男性 87.6%）、「自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する」（女性 75.9%、男性 70.7%）となっています。

大阪府における配偶者からの暴力相談件数は、2014（平成 26）年度は配偶者暴力相談支援センターの相談件数が 6,234 件で、警察で受理する件数は 8,002 件と、どちらも年々増加しています。本市における DV 相談は平成 28 年度において 60 件となっています。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））については、2001（平成 13）年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が施行され、2007（平成 19）年 7 月の DV 防止法の改正では、市民にとって最も身近な行政主体である市町村が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定を努力義務としました。

本計画において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の内容を包含して、支援対策に取り組みます。

### ●DV 防止法

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。2001（平成 13）年 4 月公布。夫や親しい間柄にある男性から女性に向けられる暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の防止を目的とする法律。この法律ができたことによって、これまで「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになった。配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けた場合、被害者は「配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができる。

施策の方向		主な事業	事業内容	担当課
①	DV 被害の防止	早期発見のための通報体制の整備	配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載した DV 相談窓口一覧カードを作成します	人権推進課
		地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化	地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します	生活福祉課 人権推進課 長寿社会推進課 障害福祉課
		医療・福祉関係者などへの啓発の徹底	DV に関する知識や DV 被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します	人権推進課 保健推進課
②	被害者に対する初期段階の支援の充実	関係機関との連携の強化	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します	人権推進課 市民課 産業観光課 保険年金課 保育子育て支援課 長寿社会推進課 生活福祉課 障害福祉課 保健推進課 学務課
		相談の充実と連携の強化	地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市 DV 被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します	長寿社会推進課 障害福祉課 人権推進課
		被害者の安全確保の徹底	場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います	人権推進課 長寿社会推進課 障害福祉課
③	生活基盤を整えるための支援	生活基盤を整えるための支援	ハローワークなどと連携し、就労支援を行います	産業観光課 人権推進課

			女性相談センターや医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みを作ります	人権推進課
		同伴する子どもへの支援	子どもへの支援について適切な情報提供をします	保育子育て支援課 学務課 指導課
			保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます	学務課 保育子育て支援課 指導課
		高齢者・障害者への支援	高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします	長寿社会推進課 障害福祉課 人権推進課
		外国籍住民への支援	国際交流団体と連携しながら、多言語でDVに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します	人権推進課 政策推進課
④	若年層へのDV防止教育及び相談	デートDV防止に関する取組の強化	学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます	指導課 人権教育課
			教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	指導課
			中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します	指導課 人権教育課 人権推進課